

## 学校法人冬木学園 個人情報の保護に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）および学園の設置する各学校における個人情報の収集、管理および利用に関する学園の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資するため、学園が保有する個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
    - (ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別することができるもの
    - (イ) 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくとも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
    - (ウ) 個人識別符号（身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、またはカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。）が含まれるもの
  - (2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
  - (3) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
  - (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
  - (5) 「保有個人データ」とは、学園が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する個人データ（6か月以内に消去するものを除く。）をいう。
  - (6) 「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - (7) 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。
  - (8) 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらの属する者をいう。
  - (9) 「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の定めによる住民票コードを変換して得られる12ケタの番号をいう。
  - (10) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
  - (11) 「学生等」とは、学園が設置する学校の学生、生徒および園児であつて、現在在籍する者または過去に在籍した者をいう。
  - (12) 「教職員等」とは、学園の役員（退任した役員を含む。）および学園と雇用関係にある者またはあつた者をいう。
  - (13) 「源泉課税対象者」とは、学園と雇用関係にはないが、学園から報酬を受ける業務を請負う、または不動産の賃借・譲受取引を行ない源泉所得税が課税される個人をいう。
- 2 特定個人情報は、個人情報に含まれるが、この規程において特定個人情報に関する規定条文については、個人情報に関する規定条文に優先する。

### (責務)

- 第3条 学園は、学生等および教職員等の個人情報の重要性を認識し、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いに関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 学園に所属し勤務する者（役員、教育職員および事務職員、併せて以下「教職員」という。）が、個人情報を取得し利用する場合、第三者に提供する場合または廃棄等する場合は、関連法令およびガイドラインを遵守することはもとより、この規程に基づき行なうものとする。
  - 3 教職員は、業務上知り得た個人情報の内容を漏洩し、または不当な目的に使用してはならない。

### (学術研究における適用除外)

第4条 この規程に定める特定個人情報以外の規定については、畿央大学（以下「本学」という。）が学術研究の用に供する目的で個人情報を取扱う場合であつて、次の各号に掲げる場合には適用しない。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことができる場合として次に掲げるもの
    - (ア) 本学が個人情報を学術研究目的で取扱う必要があるとき
    - (イ) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき
  - (2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの
    - (ア) 本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取扱う必要があるとき
    - (イ) 本学と共同して学術研究を行なう学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき
  - (3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの
    - (ア) 学術研究の成果の公表または教授を行なうため個人データの提供を行なうとき
    - (イ) 本学と共同して学術研究を行なう学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき
    - (ウ) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取扱う必要があるとき
- 2 本学は、学術研究目的で行なう個人情報の取扱いについて、この規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(個人情報保護委員会)

第5条 学園は、個人情報の保護に関わる事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。  
2 委員会については、別に定める。

(個人情報管理者等)

第6条 学園の個人情報保護に関し、学園理事長（以下「理事長」という。）を最高責任者とし、委員会委員長を責任者とする。  
2 学園に個人情報の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、法人事務局長をもって充てる。  
3 学園各組織の部門長は、所管部門において扱う個人情報に関する個人情報管理者（以下「管理者」という。）となる。  
4 管理者は、所管の個人情報の取扱いに関し、委員会から助言または指導等があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。  
5 特定個人情報については、所管部門を法人総務部とし、法人総務部長を特定個人情報管理者とする。特定個人情報に関する事務を行なうことができる者（以下「特定個人情報担当者」という。）については、理事長が指名する。

(適正取得および適正利用)

第7条 個人情報の取得は、学園の教育、研究および業務に必要な範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な最小限度の範囲で、適法かつ相当な手段により行なわなければならない。  
2 学園は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。  
3 本条第1項に規定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後すみやかに本人に通知または公表しなければならない。  
4 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（記録用媒体、web入力等を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（人の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要がある場合は事後すみやかに）、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。  
5 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人もしくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、または学園の権利もしくは正当な利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関または地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

  
6 特定個人情報の利用目的は、次の各号に掲げる目的の範囲内とする。

- (1) 教職員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務および労働保険関係事務
- (2) 教職員等の扶養者に係る社会保険関係事務
- (3) 源泉課税対象者に係る源泉徴収事務
- (4) 前各号に付随して行なう事務

  
7 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行ない、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。  
8 前項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 9 要配慮個人情報とは、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。要配慮個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- (1) 前項各号に該当する場合
  - (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等により公開されている場合
  - (3) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上あきらかな要配慮個人情報を取得する場合
  - (4) 第11条第4項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき
- 10 特定個人情報については、特定個人情報担当者により本人確認および個人番号確認を必ず行なった上で取得する。ただし、教職員等のうち専任教職員（以下「専任教職員」という。）自身の特定個人情報を、本人から取得する場合は、個人番号確認のみで取得することができることとする。また、専任教職員の扶養者の特定個人情報の取得については、当該専任教職員に委任することができる。
- 11 前項の本人確認および個人番号確認の方法については、別に定める。

#### （適正管理）

- 第8条 管理者は、個人情報の安全保護および信頼性を確保するため、所管の個人情報データベース等および個人データの漏洩、滅失、毀損および改ざんの防止その他の安全管理のために、必要な措置を講じなければならない。
- 2 管理者は、所管の個人情報データベース等および個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
  - 3 特定個人情報の管理については、紙媒体での保管を原則とし、通常施設状態にある保管場所にて保管する。個人番号のデータ入力については、学園の人事・給与システムにのみ行ない、当該システムにアクセスできる者は、特定個人情報管理者および特定個人情報担当者のみとする。
  - 4 特定個人情報は、法定保存期間終了または利用の必要がなくなった時点ですみやかに削除、廃棄または個人番号部分の抹消を行なう。当該作業は特定個人情報担当者が行ない、特定個人情報管理者が確認する。
  - 5 特定個人情報管理者は、常に特定個人情報担当者の監督を行ない、定期的に安全管理教育を実施し、その状況を個人情報最高責任者および管理責任者に報告する。

#### （学園外への持出しの制限）

- 第9条 個人情報データベース等および個人データは、学園外へ持出ししてはならない。ただし、管理者が許可した場合および個人情報データベース等および個人データを使用する業務を学園外の者に委託する場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づき個人情報データベース等および個人データを使用する業務を学園外の者に委託する場合は、受託業者との間で個人情報の保護に関する安全管理措置等について契約書を締結し、次の各号に掲げる事項について約定しなければならない。
    - (1) 委託先における個人情報データベース等および個人データを取扱う者の明確化に関する事項
    - (2) 委託先において講ずべき安全管理措置の内容
    - (3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複製等の禁止に関する事項
    - (4) 委託先の秘密の保持に関する事項
    - (5) 委託先による業務の再委託の可否および条件に関する事項
    - (6) 委託業務終了後の個人情報データベース等および個人データの返却または削除等に関する事項
    - (7) 委託契約内容が遵守されなかった場合および事故等が発生した場合の措置および損害賠償に関する事項
    - (8) 約定期間に関する事項
  - 3 本条第1項の規定にかかわらず、正当な教育活動の遂行に必要な場合は、教職員による学園外への持出し制限を適用除外とすることができる。
  - 4 前項の場合には、当該教職員を当該個人情報データ等に係る管理者とし、第8条第1項および同条第2項の管理責任を負うものとする。

#### （共同利用）

- 第10条 学園は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。
- 2 前項の場合において、学園は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態におかななければならない。
    - (1) 個人データを共同利用する旨
    - (2) 共同利用する個人データの項目
    - (3) 共同利用する者の範囲

- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

(第三者への提供)

第11条 学園は、第7条第8項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態におくとともに、内閣府外局の個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）へ届出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。
  - (1) 学園の名称、住所、理事長の氏名
  - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
  - (3) 第三者に提供される個人データの項目
  - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
  - (5) 第三者への提供の方法
  - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
  - (7) 前号の本人の求めを受付ける方法
  - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
  - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 前項の規定は、次の各号に掲げる事項には適用しない。
  - (1) 要配慮個人情報
  - (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
  - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部または一部を複製・加工したものを含む。）
- 4 次の各号に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。
  - (1) 第9条の規定による委託に伴い個人データを提供する場合
  - (2) 第10条の規定による共同利用に伴い個人データを当該特定の者に提供する場合
  - (3) 学園の事業の承継に伴い個人データを提供する場合
- 5 学園は、当該提供先において、目的外利用、他者への再提供、複写複製、改ざん、漏洩や盗用等がされないよう、個人データの安全管理措置を講じるものとする。
- 6 個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。）の第三者提供については、個人情報保護法の定めに従い、提供前に提供先に対して必要事項を確認しなければならない。

(外国の第三者への提供)

第12条 学園は、次の各号の一に該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。

- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること
- (2) 学園と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること
- (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること
- (4) 第7条第8項各号に該当すること

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第13条 管理者は、個人データを第三者に提供したとき（第7条第8号各号に該当する場合または第11条第4項各号に該当する場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品またはサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者に提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等にその事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第11条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日）
- (2) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供したつど、すみやかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的もしくは反復して提供したとき、またはその確実な見込みがあるときには、一括して作成することができる。
- 3 学園は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

- (1) 本条第1項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合は、最後に個人データの提供を行なった日から起算して1年を経過する日まで。
  - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合は、最後に個人データの提供を行なった日から起算して3年を経過する日まで。
  - (3) 前2号以外の場合は、当該記録を作成した日から3年間
- 4 本人は、本条第1項の記録について、開示を請求することができる。請求の手続については、第16条の規定を準用する。

(第三者からの提供)

第14条 管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が、第7条第8項各号または第11条第4項各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 管理者は、前項により個人データの提供を受けた場合、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品またはサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等にその事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- (1) 本人の同意を得ている旨（第11条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日）
  - (2) 全項各号に掲げる確認事項
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (4) 当該個人データの項目
  - (5) 第11条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、保護委員会による公表がされている旨
- 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けたつど、すみやかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供を受けたとき、またはその確実な見込みがあるときには、一括して作成することができる。
- 4 学園は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。
- (1) 本条第2項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合は、最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日まで。
  - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合は、最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日まで。
  - (3) 前2号以外の場合は、当該記録を作成した日から3年間

(学園ネットワーク資源に接続し利用する個人情報データベース等および個人データの取扱い)

第15条 特定個人情報以外の学園ネットワーク資源に接続し利用する個人情報データベース等および個人データの取扱いについては、別に定める。

(開示請求および開示制限)

第16条 情報主体は、自己に関する保有個人データについて、管理者に開示の請求をすることができる。請求は、代理人によってもすることができる。また、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他学園の定める方法による開示を請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合は、管理者は、管理責任者へ報告した上で、遅滞なく、前項の規定により本人が請求した方法により、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められる場合は、理事長の承認の上、その理由を文書で通知することにより、当該保有個人データの全部または一部を開示しないことができる。

(訂正または削除)

第17条 情報主体は、自己に関する保有個人データに誤りがあると認められる場合、管理者にその箇所の訂正または削除を文書により請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合は、管理者は、管理責任者へ報告した上で遅滞なく調査・確認し、理事長の承認の上、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に文書で通知しなければならない。訂正または削除に応じられないときは、その理由を文書により通知しなければならない。

(不服の申立て)

第18条 情報主体は、自己に関する保有個人データに関し、第16条第2項および第17条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置について不服がある場合には、委員会に対し、不服の申立てができる。

- 2 委員会は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、すみやかに審議し、審議内容および結果について理事長

に報告し、理事長はその報告を受けて判断し、その結果を情報主体に文書で通知しなければならない。

(匿名加工情報)

- 第19条 学園は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。
- 2 学園は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。
  - 3 学園は、匿名加工情報を取扱うにあたっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等、個人識別番号もしくは匿名加工情報の作成において行なわれた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
  - 4 学園は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

(事故対応)

- 第20条 学園での個人情報の取扱いに関し、漏洩または改ざん等の事故が発生した場合またはその恐れがある場合は、管理者は、遅滞なく理事長および管理責任者に報告しなければならない。
- 2 前項により報告を受けた管理責任者は、すみやかに事実関係を確認し、関連法令およびガイドラインならびに学園規程等に基づき、必要な対応を行なうものとする。
  - 3 学園は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、すみやかに個人情報保護委員会（内閣府外局）および所轄庁に報告しなければならない。
    - (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損
    - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
    - (3) 不正の目的をもって行なわれたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
    - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
  - 4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。
    - (1) 概要
    - (2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データの項目
    - (3) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データに係る本人の数
    - (4) 原因
    - (5) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
    - (6) 本人への対応の実施状況
    - (7) 公表の実施状況
    - (8) 再発防止のための措置
    - (9) その他参考となる事項
  - 5 本条第3項の場合において、学園は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が本条第3項第3号に定めるものである場合にあっては60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を個人情報保護委員会（内閣府外局）に報告しなければならない。
  - 6 学園は、本条第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じてすみやかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号および第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(保有個人データの利用停止等)

- 第21条 本人は、学園に対し、自己に関する個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去または第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- (1) この規程に違反して不正の手段により取得されたものであるとき または不適正な方法により利用されている

とき

- (2) この規程に違反して目的外利用されているとき
  - (3) この規程に違反して要配慮個人情報取得されているとき
  - (4) この規程に違反して第三者に提供されているとき
  - (5) 学園が利用する必要がなくなった場合
  - (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合
  - (7) 本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 請求の手続については、第 16 条の規定を準用する。
- 3 管理者は、本条第 1 項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行なうことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。
- 4 管理者は、本条第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について利用停止等を行なったとき、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(苦情処理)

第22条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 学園は、苦情処理等の窓口を総務部総務課に設置し、本人から苦情の申出を受けた場合は、ただちにその旨を、当該個人情報を所管する管理者に報告する。
- 3 前項の報告を受けた管理者は、必要に応じて委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。

(事務)

第23条 この規程の事務は、法人総務部が行なう。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事長が行なう。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。